南砺市農業委員会第22回総会会議録

1.招集日時　　平成28年　　4　月　　4　日

2.開会時刻　　平成28年　　5　月　　2　日　　午後2時00分

3.閉会時刻　　平成28年　　5　月　　2　日　　午後2時27分

4.場　　所　　城端庁舎　会議室

5.委員定数　　28名

6.出席委員　　24名　　欠席委員4名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島　和博	出	15	杉森　桂子	出
2	齊藤　勇一	出	16	瀧　　由記男	出
3	浅野　清治	出	17	片山　昌作	出
4	上田　憲仁	出	18	藤永　隆夫	出
5	福田　孝洋	出	19	松平　勝	出
6	荒木　健二	出	20	齊藤　十明	欠
7	前川　十一	出	21	澁谷　均	出
8	梅本　兵造	欠	22	杉本　文代	出
9	池田　又次郎	出	23	木下　春一	出
10	石尾　武雄	出	24	小橋　昭夫	欠
11	山本　清	出	25	中川　寿	出
12	山本　敏	出	26	松本　篤治	出
13	大谷　與一	出	27	池田　喜昭	出
14	雨野　敬三	出	28	庵　　昭義	欠

7.議事日程

第1　議事録署名委員の指名

第2　議案第90号　　農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第91号　　農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 92 号　農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 32 号　農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員
事務局長　芝井　広、主幹　野原　健史、副主幹　山田由紀子

9.会議の概要

	人事異動　山田副主幹　挨拶
事務局	本日、欠席委員は、会長と 8 梅本委員　20 齋藤委員　24 小橋委員でございます。出席委員は 28 名中 24 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しており総会が成立することをここにお知らせします。会長が欠席のため池田職務代理より挨拶をお願いいたします。
職務代理	皆様方ご苦労さまです。今ほど説明がありましたように、会長が欠席されておりますので、私のほうから進めさせていただきます。非常に暖かい日になり農作業等いろいろめいっぱいされたい時間で出にくい時間帯ではなかったかなと思われますが、短時間で協議いただきスムーズな議事進行に努めていただきたいと思います。 それでは只今より委員会を進めていきます。
議長（職務代理）	これより議事に入りたいと思います。 まず、2 番議事録署名委員の指名を行います。 18 番藤永隆夫委員、19 番松平　勝委員よろしくお願いいたします。 次に附議議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。 （3 条について説明）
事務局	＝議案第 90 号について議案書をもとに朗読・説明＝ 今回は 2 件の申請がありました。面積は田 0.00 ㎡、畑 1,220.00 ㎡　計 1,220.00 ㎡です。

受付番号１番は、労力不足により耕作できないため、現在、耕作及び管理している方に、今回譲り渡すものです。
受付番号 2 番は、所有者が県外に転出のため、近隣者に譲渡するものです。
これらの案件につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

議長　受付番号１番、2 番について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（意義なし）

議長　議案第 90 号は原案どおり議決させていただきます。

議長　議案第 91 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局　＝議案第 91 号について議案書をもとに朗読・説明＝

「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認による案件について今回は 2 件の申請がありました。
面積は田 692.00 ㎡、畑 0.00 ㎡、計 692.00 ㎡です。

受付番号 1 番は、譲受人は、現在、市内のアパートで夫婦だけで生活していますが、今後、家賃付帯や子供の誕生での子育て、また、両親の介護等を考えると、実家付近にて住宅を新築しようと探したがみつからず、両親と相談をし、父所有の申請地を譲ってもらうことになったものです。また、実家近隣により友人、知人も多く、地域の発展に協力していきたいと考えたもので、子供のことなど、両親や姉夫婦、友人等に相談したりするときには、面倒をみてもらい実家の営農の手伝いを助け合えると考えたものです。
農地区分は、１種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当し、願入れ面積は一般住宅の基準面積 500 ㎡を超えていないことから適合するもの考えられます。

続きまして、受付番号 2 番申請者は、現在、実家の家族と生活をしており、近く結婚することが決まり、自己所有の住

宅を新築することになりました。申請人は、次男で、長男は現在、県外で生活をしていることから、申請人は今後、家族の住宅といききができる場所で定住したいと考え、土地を探していました。現在の住まいは、住宅密集地にあり、近隣に空き地等もなく道路幅も狭いとのことから、家族に相談したところ、この申請地を勧められたものです。申請地は、長男が所有し、近隣には学校や商業施設が集まる場所で、今後、子供が誕生しても大変生活しやすい環境と思われ、家族の同意もあり今後この地を住宅の敷地として使用したく、申請するものです。住宅を新築するにあたり、土地を調べたところ、住宅を新築するためには、必要な道路幅が足りないことがわかりました。宅地となる農地と北側の隣接農地から一部を譲り受けし、宅道として確保する必要があるもので、譲渡人の同意を得られたことが今般、道路としても使用したく、同時に申請するものです。

農地区分は、3 種農地として判断され、転用許可基準の公共施設整備済区域に該当することから、原則許可に適合するものと考えられます。

議長　何か質疑ありますか。

（意義なし）

議長　議事以内の面積ということで承認いただきたいと思います。

議長　議案第 91 号は原案どおり議決させていただきます。

議長　次に、議案第 92 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局　＝議案第 92 号について議案書をもとに内容説明＝

今回は設定が 26 件、54 筆の申請があがっています。面積は、田 74,023.00 ㎡、畑 0.00 ㎡、計 74,023.00 ㎡です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4号の各要件を満たしているものと考えます。

議長　何かご質疑ありますか。

（異議なし）

議長　議案第92号は原案どおり議決させていただきます。

議長　次に報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局　＝報告第32号について説明＝

今回は8件の届出がありました。田11,823.00㎡、畑0.00㎡、計11,823.00㎡です。

受付番号1番は、今後、転用を計画されているためのものです。
受付番号2番は、議案第91号農地法第5条の受付番号2に関係するものです。
受付番号3,4番は、解約し、今後、法人との利用権設定されるものです。
受付番号5番は、一度解約し、別の耕作者に利用権設定するためのものです。
受付番号6番は、土地改良事業により、売買されることによる解約です。
受付番号7.8番は、土地の売買による解約です。

議長　何かご質疑ありますか。

（異議なし）

議長　報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長　次にその他の案件に入ります。

事務局　○「熊本地震義援金」の募集について

義援金をよろしくお願いします。
○農地パトロール車両用マグネットシートの配布について
○アグリとやま（春号）ついて
○「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」について
○「経営所得安定対策と政策」について

議長　何かご質疑はありますか。

議長　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長　次回の委員会　平成 28 年 6 月 2 日（木）午後 2 時から

議長　その他、何かご意見等ありますか。

（発言なし）

議長　以上で、南砺市農業委員会第 22 回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 2 時 27 分）

議事の正確なるを証して署名する。

平成　　年　　月　　日

議事録署名委員

議事録署名委員

会　　長